

II 春秋叙勲・褒章の事務

1 日程

		春 叙 勲	秋 叙 勲	褒 章
8月	上旬	栄典候補者推薦指示文書の発遣(府→局)		
	下旬	関係民間団体役員名簿等の提出(局→府)		
9月	上旬	推薦予定数の連絡(府→局)		
	中旬	事前連絡分の書類提出 (局→府)		
10月	中旬	候補者名簿・推薦書類提出(局→府)		
		賞勲局局議(事前分)		
11月	上旬	推薦書類の提出 (府→省)		
12月	26日	推薦書類の提出 (省→賞勲局)		
1月	中旬	賞勲局ヒアリング		
	下旬	↓		
2月	上旬	賞勲局局議		候補者名簿の提出 事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 (局→府)
	中旬	↓ ↓ ↓	事前連絡分の書類提出 推薦書類の提出 (局→府)	
3月	中旬	内示		
4月	中旬			推薦書類の提出 (府→省) 賞勲局局議(事前分)
	29日	発令		
5月	15日			推薦書類の提出 (省→賞勲局)
	中旬	勲章伝達式	推薦書類の提出 (府→省)	
	下旬		賞勲局局議(事前分)	
6月	上旬			賞勲局ヒアリング
	30日		推薦書類の提出 (省→賞勲局)	↓ ↓
7月			賞勲局ヒアリング	賞勲局局議
8月			賞勲局局議	
9月	上旬			内示
	中旬		内示	
11月	3日		発令	発令
	中旬		勲章・褒章伝達式	

2 手続き

(1) 関係民間団体役員名簿等の提出

叙勲推薦予定者の把握及び管理のために作成する。

当該名簿に掲載の者から春秋叙勲、褒章の候補者を選考する。

(2) 事前連絡分書類の提出

次に該当する候補者については、賞勲局に連絡する必要があることから事前に必要書類を提出する。

① 旭日（瑞宝）大綬章を希望する候補者

② 新しい分野の候補者

③ 過去において、賞勲局へ書類提出後取り下げ又は辞退等をしたことのある候補者（内示後辞退又は取り下げした場合は、原則として3年間は推薦不可）

④ 再叙勲を希望する候補者

⑤ 栄典の受章環境について検討を要する候補者

人事課・主管課で把握している情報のみならず、インターネット等で、過去の報道の状況等を確認する。

※ 候補者又は主宰する法人が刑罰を受けた場合、警察等の取り調べを受けた場合、重加算税を賦課された場合、独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合、許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合、懲戒処分を受けた場合、法人等の経営状況に問題がある場合（著しい赤字の累積がある等）、暴力団員との関係が疑われる場合、争訟が見込まれる当事者である等が該当する。

⑥ その他（基準や先例に照らし問題があると思われるもの等）

（注）事前連絡漏れによって推薦できない場合もあるので、事前連絡の要否の判断は早めに行い、くれぐれも連絡漏れのないように注意する。

(3) 上申書類の提出

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・候補者名簿
- ・審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰等調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調等）

(4) 庁における審査等

各局の候補者について、庁において推薦書類の審査、候補者の全国的な調整を行った後、財務省秘書課へ推薦書類を提出する。

推薦書類は省での審査の後、賞勲局へ提出される。

(5) ヒアリングに対する対応

各候補者の書類、功績の内容について省から賞勲局に説明する。

ヒアリング前後に、内容の照会や追加資料等の提出を求められることがあるが、回答期限が短いため、迅速に対応すること。

(6) 内示

賞勲局からの内示後、候補者について次の事項を確認し、その結果を報告する。

- ① 刑罰等関係の調査（内示前に調査しておく）
- ② 受諾の意向確認
- ③ 前叙の確認
- ④ 氏名（字画、読み仮名）、生年月日、年齢の確認
- ⑤ 主要経歴（職名）の確認（変更の場合はその年月日も調査する）
- ⑥ 現住所及び郵便番号の確認（変更の場合はその年月日も調査する）

《内示の例》

〇〇国税局人事第二課で栄典担当をしている〇〇でございます。

本日、内閣府から〇〇〇〇様に対し、〇〇章の勲章（褒章）を授与する旨の内示がありましたので、ご連絡します。

誠におめでとうございます。

つきましては、勲章をお受けになるかどうか確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【受諾の場合】

発令は〇月〇日となっております。〇月〇日の発令日までは今回の叙勲（褒章）の件につきましては、内々にお願いいたします。

伝達式は三田共用会議所（東京都港区三田）において、〇月〇日に行われる予定です。

勲章（褒章）の授与にあたり確認させていただきたい点がございます。

以下、前叙、氏名、経歴、住所、伝達式への出席等の確認、報道機関への情報提供のお知らせ、悪質な勧誘販売についての注意等を行う。

【辞退の場合】

大変、御名誉なことでございますので、是非お受けいただければと存じますが、何か御事情などがあるのでしようか。

（注）説得しながら、辞退の理由をしつこくない程度で聴取する。

可能であれば、日を改めて再度説得する等の方法をとる。

内示後、叙勲（褒章）を辞退した者については、原則として、今後の叙勲、褒章の推薦は行わないため、次回の受章の約束は行わないこと。

（注1）候補者への内示は、原則として課長補佐以上の者が行うこと。

(注2) 場合によっては、主管課を通じて内示しても差し支えない。

(注3) 内示の際は、他人に口外しないよう候補者に注意を与えること。

(7) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

3 候補者の選考に当たって特に留意すべき事項

(1) 叙勲

① 候補者は、単に役職の基準を満たしているというだけでなく、真に栄典にふさわしい者を選考すること。

② 当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握漏れのないようにする。

(注) 必要に応じて各省庁に対して栄典協議を行い、経歴、勲等、国税庁からの推薦の可否等について確認し、照会事績及びその結果を残しておくこと。

③ 今後、役職の伸びが期待され、更に上位の勲等が見込まれる場合には、主管課とも協議し、推薦のタイミングを考慮したうえで推薦すること。

④ 特に民間分野においては、対象となるすべての者について検討し、栄典にふさわしいと認められる者が推薦漏れとならないよう十分留意すること。

この場合、局（所）において、ふさわしくないと判断した者については除外するとともに、その理由を明確にしておくこと。

⑤ 元職員については、財務省全体に与えられた受章者数の関係から、対象者全員に春秋叙勲を授与することは困難な状況にある。

仮に、刑罰や不祥事等の把握漏れがあった場合でも、賞勲局推薦後の推薦者の差し替えは行えないことから、推薦に当たっては風評等にも十分注意すること。

特に過去の報道の状況等については、インターネット等を利用して確認すること。

元職員の候補者選定基準については、後掲のとおり。

⑥ 二類分野（行（二）職員）の候補者についても推薦漏れがないように常時管理しておくこと。

(注) 局の診療所長は一類分野となるが、該当すると認められる場合には、事前に庁に連絡すること。

⑦ 栄典に不適当な事由がないかどうかについて、公的機関、新聞報道及びインターネット等により確認できる事項は必ず調べること。

⑧ [REDACTED]

元職員の最終官職が同一の者についても同様とする。

(2) 褒章

① 褒章は推薦しようとする分野ごとの基準を満たし、他の模範となる事績を有する者が対象となることから、賞勲局において功績の内容を重視している。

したがって、功績内容については叙勲以上に詳しく記載すること。特に、褒章の種類が複数ある分野（税理士の黄綬と藍綬など）については、なぜその褒章に推薦するのかが明確になるような功績内容を記載する。

② [REDACTED]

また、今後叙勲での推薦を検討している場合は、褒章受章後の役職歴の伸び等の検討状況を推薦書類提出の際に連絡すること（様式不問）。

※ 例年、内閣府賞勲局から確認依頼の多い事項であることから、各局に確認依頼を行うことなく庁において回答するため、予め情報収集しておくものである。

③ 叙勲と同様、当庁関係以外の分野における経歴、功績についても十分に調査し、把握もれ、重複推薦等のないようにすること。

【春秋叙勲候補者 元職員の推薦について】

各局（所）

1 推薦対象

以下の要件をすべて満たす者

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

2 推荐順位の決定

(1) 原則として、次の①から③の順で順位付けを行うこととするが、①から③のほか先例や最終官職等を勘案し、各人の功績により推薦順位を決定する。

① [REDACTED]

② [REDACTED]

③ [REDACTED]

(2) その他

[REDACTED]

4 遺族追賞

遺族追賞は、褒章に該当している者が死亡した場合、その遺族に授与されるものであり、基本的な考え方は叙勲・褒章同様であるが特に次の点に留意すること。

- (1) 多分野で死亡叙勲に該当する場合もあるため、履歴は早期に調査し、死亡叙勲に該当しないかどうかを検討すること。
- (2) 遺族に授与されることから、栄典が適当かどうかは、遺族についても十分調査すること（遺族の刑罰等調書の提出が必要になる）。

- (3) 追賞を行うべき特定の遺族1名を定めること。追賞を受けることができる範囲および順位は次のとおり。
- ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- (4) 遺族追賞は書類の作成時期に時間的な余裕（死亡日から3ヶ月以内）があるが、他分野で叙勲されることもあるため、経歴については早期に調査し、庁に連絡すること。
- ※ なお、遺族追賞は褒章推薦手続中の候補者が亡くなった場合などに限られ、実際には殆ど行われていない。

5 再叙勲等

(1) 褒章受章後の叙勲

褒章（紺綬を除く）受章後5年を経過しており、褒章受章後の功績の伸びがある場合は叙勲の対象となる（例：平成28年秋の褒章受章者が令和3年秋に叙勲を受けることは可）。



(2) 叙勲受章後の褒章

既に叙勲されている者は褒章の対象にはならない。

(3) 再褒章

黄綬及び藍綬褒章を受けている場合、再度これらの褒章を受けることは可能であるが、次の点に留意すること。

- ① 先の褒章受章後5年以上経過していること。
- ② 同一分野での再褒章は原則として行わない。

(4) 再叙勲

再叙勲の対象者は原則として次の要件すべてを満たす者とする。

- ① 抜群の功績を挙げている
- ② 先の叙勲後 7 年以上経過している
- ③ 中綬章以上に擬叙される

(注 1) 小綬章以下に擬叙されるものであっても、年齢 80 歳以上の者については例外的に認められる場合があるので府に相談すること。

(注 2) 既に授与されている勲章より上位の勲章に若干不足すると認められる場合には杯が賜与される。